

2 国・北海道等の就学補助制度を利用した場合のモデルケース

授業料(通常) 29,200 円/月額

**CASE 1 市町村民税所得割額と道府県民税所得割がともに非課税
就学支援金 24,750 円、軽減補助 6,500 円**

Aさんの家庭の場合

収入等内訳 母 約250万円 扶養者 16歳未満 2人(母の扶養)

市町村民税所得割額と道府県民税所得割 母 非課税

母が非課税世帯のため、国の就学支援金 24,750 円、道の軽減補助 4,450 円が支給され、
授業料は 0 円/月額

**CASE 2 市町村民税所得割額と道府県民税所得割の合計 85,500 円未満
就学支援金 19,800 円、軽減補助 7,000 円**

Bさんの家庭の場合

収入等内訳 父 約340万円 母 約100万円 合計440万円

扶養者 16歳未満 1人、17歳 1人、母(父の扶養)

市町村民税所得割額と道府県民税所得割の合計 父 約6万円 母 0円 合計 6万円

父と母の所得割合計金額が 6 万円のため、国の就学支援金 19,800 円、道の軽減補助 7,000 円が支給され、

授業料は 2,400 円/月額

**CASE 3 市町村民税所得割額と道府県民税所得割の合計 154,500 円未満
就学支援金 14,850 円、軽減補助 0 円**

Cさんの家庭の場合

収入等内訳 父 約500万円 母 約200万円 合計700万円

扶養者 16歳未満 1人、18歳 1人(父の扶養)

市町村民税所得割額と道府県民税所得割の合計 父 約19万円 母 約5万円 合計 24万円

父と母の所得割合計金額が 24 万円のため、国の就学支援金が 14,850 円支給され、

授業料は 14,350 円/月額

**CASE 4 市町村民税所得割額と道府県民税所得割の合計 304,200 円未満
就学支援金 9,900 円、軽減補助 0 円**

Dさんの家庭の場合

収入等内訳 父 約540万円 母 約340万円 合計880万円

扶養者 16歳未満 1人(父の扶養)

市町村民税所得割額と道府県民税所得割の合計 父 約34万円 母 約8万円 合計 42万円

父と母の所得割合計金額が 42 万円のため、国の就学支援金が 9,900 円支給され、

授業料は 19,300 円/月額